

社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会
障害者総合支援法に基づく運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会が設置する居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護、重度訪問介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴排泄及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。また、その目標を設定し計画的に行うものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 地域の結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 6 法等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 前6項のほか、法及び和歌山県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第67号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
 - 8 事業サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会
- (2) 所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来753番地の1

(従業者の職種、員数及び職種内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職種の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上(常勤兼務の場合あり)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 3名以上

- ・居宅介護計画の作成・変更等を行い利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ・相談支援事業者等に対し、事業の提供に当たり把握した利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ・サービス担当者会議への出席により、相談支援事業者等と連携を図ること。
- ・従業者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・従業者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員 12名以上

介護福祉士：15名以上(兼務を含む)

初任者研修課程修了者：2名以上(兼務を含む)

- ・ただし業務の状況により増員する事ができるものとする。
- ・従業者は、居宅介護計画書に基づき障害者福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：年中無休
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) 上記営業日・営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を整え要請があればその都度対応する。
- (4) 台風上陸・及び自然災害の発生の危険性がある場合には、事業の中止や営業または訪問時間の短縮等の措置を取る。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護事業 身体障害者、知的障害者、精神障害者
- (2) 重度訪問介護事業 身体障害者、知的障害者、精神障害者

(居宅介護の内容)

第8条 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護
- (5) その他の生活全般にわたる援助

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業者は、事業を提供した際には、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）から、市町村が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、支給決定障害者

等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前項までに定めた支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において事業を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

① 事業所から、片道概ね10km以内は無料

② 事業所から、片道概ね10km以上の場合は、5km増す毎に300円を加算する。

4 事業所は、前項までに定めた費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を当該費用を支払った利用者等に対して交付しなければならない。

5 事業の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者（利用申込者）又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規定の概要、事業所の訪問介護員等の勤務体制、サービス内容及び費用等について文章（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、利用者（利用申込者）の同意を得るものとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

第10条 通常の事業実施地域は、次のとおりとする。

上富田町全域

（衛生管理及び感染症対策に関する事項）

第11条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

2 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業所において、感染症が発生又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。(概ね6カ月に1回以上及び新規採用時)

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、事業提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定及び非常災害の訓練等)

第13条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文章その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(ハラスメント対策)

第16条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(人権擁護)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護・虐待防止等に関する研修を実施するものとする。

(虐待または身体拘束防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待または身体拘束の発生やその再発を防止するため、次の各号に掲

げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待または身体拘束の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待または身体拘束防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待または身体拘束防止のための研修を実施する。

(原則1回及び新規採用時)

- 2 事業所は、事業提供中に当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速

やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回

2 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第20条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を和歌山県（西牟婁振興局）へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に事業を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(附則)

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 5月15日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。